

りまして、四月の二十四日付の通知でも、改めて注意を喚起いたしてまいりました。さらに、情報セキュリティ監査でございますとかあるいは研修といった各種の取り組みも実施をしてまいつたわけでございます。

ございませんけれども、特に北秋田市の場合についてはどうでございますが、原因といいますか問題点、これは明らかでございます。

まず、業務の委託先事業者が無断で再委託をしているということ、それから、再委託先の従業員

○柳澤国務大臣　年金の個人情報の保護ということは、我々、最も心して取り組まなければいけないということは、委員もあるおっしゃられることですし、我々としても当然そのように考えておりましょうか。大臣の感想を伺います。

そこで、青柳部長にお約束をいただきたいのであります。既に外部委託はかなりの部分で進んでおります。先ほどの答弁にもございましたね。民間の業者と正職員が混在しているということで

そうした中で、このたびこうしてこの事案が生じたということはまことに私ども遺憾であると考へております。今回の事案が発生したことを踏まえまして、私どもの首務大臣から、再発防止のため実効性のある対策を早急に検討するよう

がデータを無効を持ち出して、そして自己の個人用のパソコンにその情報を入れていたというふうと、そして、御指摘がございましたように、これは、愛南町でいいますと、委託契約は平成十五年の四月から平成十六年の十月、随分前のことですが

二つあります。現在のオンラインシステムは、専用回線を使用した独自のものということになつております。他の外部システムと接続することはございません。したがいまして、オンライン

ござりますので、再委託のような状態や派遣社員が短い期間で入れかわっているとか、そういう実態がどうなっているのか、実際に今現在何もないのか、実態を調査して報告していただきたいと思いますが、いかがですか。

指示も私どもに出されておりまして、私どもとして、どういったことがさらに可能なのか、とり得ることがあるかについて、現在鋭意検討している中最でございます。

さいまして、委託終了後にデータの返還とか廃棄、これが徹底されていなかつたということです。さいます。特に愛南町の場合には、再委託の禁止でありますとか、今申し上げましたデータの返還、廃棄、これにつきましては、愛南町と委託先事業者との契約でそういったことについて規定をされていた。にもかかわらず、当該契約は遵守されていなかつたということが原因であるし、問題点であると考えております。

○高橋委員 私は、大手の会社が仲介になつて二重三重にこのような誤りを犯すということは絶対にあつてはならないということを強く言いたいと

ンによる情報漏えいの問題は発生しないという認識でございます。
他方、今委員から、いろいろ情報漏えいの事案として御指摘ありましたような問題、つまり、民間の外部委託に当たつては、我々は非常に注意を必要とするというふうに考えております。利用できる情報は業務に必要な範囲のものに限定するということ、自衛的なことも考えなければなりませんし、また、情報の漏えい、不正利用の禁止や安全確保措置を厳重に義務づけていかなければいけない、このように考えております。

○青柳政府参考人 にわかなお申し出でござります
ので、私も、ちよとこの時点で確認を持つた
お答えはなかなかできかねるところですけれど
も、ただ、我々も、正直申し上げまして、一体ど
ういうふうにそこら辺のところがなつていて、あ
るいは、どういうところに問題が生じているかい
ないかということは、当然に把握をしたいというふ
うに思いますので、どのような形でそれを伝え
できるかといふ点については少し研究をさせてい
ただきたいと思いますが、我々としてとにかくど
ういうことができるかということについては、ま
ずはそういうことを考えてみたいというふうに思

驚くのは、この中身が今回の案件と全く同じですね。山口の電子計算センター、仲介をしているのはNEC、これも同じですね。秋田から山口で再委託も問題で、それがさうな山口で九里とさ

さいまして、委託終了後にデータの返還とか廃棄、これが徹底されていなかつたということでございます。特に愛南町の場合には、再委託の禁止でありますとか、今申し上げましたデータの返還、廃棄、これにつきましては、愛南町と委託先事業者との契約でそいつしたことについて規定をされていた。にもかかわらず、当該契約は遵守されていなかつたということが原因であるし、問題点であると考えております。

○高橋委員 私は、大手の会社が仲介になつて二重三重にこのような誤りを犯すということは絶対にあつてはならないということを強く言いたいとの対策について御報告をいただきたいと思うんです。

ノによる情報漏えいの問題は発生しないという認識でございます。

他方、今委員から、いろいろ情報漏えいの事案として御指摘のありましたような問題、つまり、民間の外部委託に当たつては、我々は非常に注意を必要とするというふうに考えております。利用できる情報は業務に必要な範囲のものに限定するということで、自衛的なことも考えなければなりませんし、また、情報の漏えい、不正利用の禁止もや安全確保措置を嚴重に義務づけていかなければいけない、このように考えております。

運用面においても、これは、通り一遍のことを答弁書も書いておりますのであえて申しますと、管理能力を有する業者を入れの参加条件にするとか、あるいは事前承認や研修を義務づけるといつてもよろしくござります。

○青柳政府参考人 にわかなお申し出でございま
すので、私も、ちょっとこの時点で確認を持つた
お答えはなかなかできかねるところですけれど
も、だた、我々も、正直申し上げまして、一体ど
ういうふうにそこら辺のところがなつていて、あ
るいは、どういうところに問題が生じているかい
ないかということは当然に把握をしたいというふ
うに思いますので、どのような形でそれをお伝え
できるかという点については少し研究をさせてい
ただきたいと思いますが、我々としてとにかくど
ういうことができるかということについては、ま
ずはそういうことを考えてみたいというふうに思
います。

○高橋委員 よろしくお願ひします。

次に、収納業務、社会保険の未適用事業所への

○久保政府参考人　ただいま委員の御指摘のあつた北秋田市の事例、そして、ただいま御指摘のあつた愛媛県愛南町、これは全く同一の業者といいますか、すべて同じ原因で生じているということです。

○四年の十一月と聞いております。いかがでしょ
うか。

○久保政府参考人　ただいま委員の御指摘のあつた北秋田市の事例、そして、ただいま御指摘のあつた愛媛県愛南町、これは全く同一の業者といいますか、すべて同じ原因で生じているといふことでござります。

そして、私ども全貌を承知したというわけでは

思いますので、感想を伺いたいと思います。
きょうの午前の質疑なんかでも、個人情報の保護について、罰則のある守秘義務を課すんだとかいろいろ説明をしますけれども、実態はこうなんですね。大手の会社が間に入つてこうすることをやらされている。外部委託、再委託、さらに派遣社員だと。社員教育を徹底するといつても、そもそも教育を受けるような立場にない人にやらせていい。こんなことでは、とてもとも安心して情報を任せられるはずがありません。社会保険庁は、さまざまなお問い合わせをオンラインでつなぐ試みと外部委託化を進めていますが、社会保険庁だけが、あるいは年金機構だけが安全ですと言いつぶれるで

がもったこととか書いてあるんですね。実は、今委員が言うとおり、こんなものを信頼して、委託のまた再委託というようなことを許容しておつたのでは、大事な個人情報の保護ということをとても全うできるわけはないと思います。

したがいまして、これから先、社会保険庁の外部委託に当たつては、これは絶対に再委託は認めないとということです。それから、委託先の研修等も本当に実効性のあるものにしていく等々、今御指摘のような情報漏えいの事案によく学びまして、重大な決意を持つてこの面については疎んでいかなければならない、このように考えます。

○高橋委員 答弁書を無視して大臣が重大な決意を述べていただきました。それは大変感謝をいた

適用促進業務 年金相談といふ二つの分野で市場化テストを行ってきましたけれども、今年度から適用と相談は完全に委託事業になると聞いております。

例えば、平成十七年度、五力所の収納事業を人材派遣会社と債権回収会社の二つの会社で受託していましたが、今年度の入札を見ても、十三万所中十一カ所でこの二社が落札をしております。窓口業務の外部委託も同じ会社が受託をしていると聞いておりますが、どうでしょうか。まず一つ確認します。

そして、外出しした業務のかなりの部分を特定の会社が占めるとなれば、新たな利権の温床ともなりかねないと思いますけれども、いかがです

その意味で、アウトソーシングに堪え得る組

と思ひます。

次に、年金個人情報の保護についてお伺いをさせていただきたいと思います。

りつていける組織、体制をどのように構築するお
もりなのか、お伺いをさせていただきたいと思
ます。

思います。この法案では、社会保険庁を廃止して非公務員の日本年金機構にその業務を行わせるということになつておりますけれども、この年金の

そういうことでございまして、私といたしましては情報関係につきましては、これは再委託を禁止したいと、こういうふうに思いまして、直接に直委託をされたものだけが情報を扱うということをこれからしっかりと確保していくいたいと、このように考えております。

しても保険料を充てることには私は妥当性があるものと考えております。日本年金機構の業務に要する費用についてもこのような考え方を基本として対応していきたい、このように考えます。

また、御批判のありました必要な施設をすることができる旨の規定でございますが、これは廃止をした上で、事業の範囲を限定して年金相談、年金教育及び広報、情報提供など、真に必要なものを法案に限定列挙して、この範囲内で行うということといたしております。

個人情報は国の責任で管理されるとということと伺っております。また、先ほど述べました通り、機構では積極的に民間へのアウトソーシングも行うということになつておりますけれども、その際にも年金個人情報の保護は十分に図らなければならぬと考えておるところでございます。年金個人情報はだれの責任で管理をされるの

置が義務付けられておりますが、同時に、本法案によりまして受託業者の役職員に守秘義務を重ねて課し、さらにこれを罰則で担保をしているところでございます。

そういうことでございまして、私いたしましては情報関係につきましては、これは再委託を禁止したいと、こういうふうに思いまして、直接に直委託をされたものだけが情報を扱うということをこれからしっかりと確保していくかないと、このように考えております。

さらに、具体的な運用面について触れますと、受託業者への研修の徹底ということ、それから業務実施場所への立入検査の実施等の措置を講じますとともに、受託業者の監視監督の厳格化を図つて個人情報の保護の徹底に万全を期してまいりたいと、このように考えております。

○浮島とも子君 しっかりと個人情報の保護

か、また日本年金機構やその業務の外部委託先で
はどのように年金個人情報の保護を図つていかれ
るのか、大臣にお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 年金個人情報は、今委
員から御指摘のとおり、非常に重要な個人情報で
プライバシー性の高い情報でございます。と同時
に、年金制度の適正な運営の基礎を成すものであ

置が義務付けられておりますが、同時に、本法案によりまして受託業者の役職員に守秘義務を重ねて課し、さらにこれを罰則で担保をしているところでございます。

そういうことでございまして、私といたしましては情報関係につきましては、これは再委託を禁止したいと、こういうふうに思いまして、直接に直委託をされたものだけが情報を扱うということをこれからしっかりと確保していくかないと、このように考えております。

さらに、具体的な運用面について触れると、受託業者への研修の徹底ということ、それから業務実施場所への立入検査の実施等の措置を講じますとともに、受託業者の監視監督の厳格化を図つて個人情報の保護の徹底に万全を期してまいりたいと、このように考えております。

○浮島ども子君 しっかりととした個人情報の保護を図っていただきよう強くお願いをさせていただきたく思います。

次に、年金保険料の事務費等への使用についてお伺いをさせていただきたいと思います。

年金保険料は年金給付のためだけに使うべきであり、それ以外の経費には充てるべきではないという御論議もござりますけれども、これは年金制

りまして、その管理責任を果たすのはやはり国であります。引き続ぎ国が管理を行うということははつきり申し上げておきたいと思います。

置が義務付けられておりますが、同時に、本法案によりまして受託業者の役職員に守秘義務を重ねて課し、さらにこれを罰則で担保をしているところでございます。

そういうことでございまして、私いたしましては情報関係につきましては、これは再委託を禁止したいと、こういうよう思いました。直接に直委託をされたものだけが情報を扱うということをこれからしっかりと確保していくかないと、このように考えております。

さらに、具体的な運用面について触れますが、それから業務実施場所への立入検査の実施等の措置を講じますとともに、受託業者の監視監督の厳格化を図つて個人情報の保護の徹底に万全を期してまいりたいと、このように考えております。

○浮島とも子君 しっかりととした個人情報の保護を図つていただくよう強くお願いをさせていただきたく思います。

次に、年金保険料の事務費等への使用についてお伺いをさせていただきたいと思います。

年金保険料は年金給付のためだけに使うべきであり、それ以外の経費には充てるべきではないという御議論もございますけれども、これは年金制度の運営をするために必要な経費を税で賄うのか、あるいは保険料で賄うのかという問題でござります。

ただ、実務は厚生労働大臣から権限の委任又は委託を受けた日本年金機構が行うということです。さいまして、加えまして、本法案におきましては、機構の役職員に法律上の守秘義務を課すといふことと、それからまた機構が年金個人情報を利

置が義務付けられておりますが、同時に、本法案によりまして受託業者の役職員に守秘義務を重ねて課し、さらにこれを罰則で担保をしているところでございます。

そういうことでございまして、私といたしましては情報関係につきましては、これは再委託を禁止したいと、こういうようにも思いまして、直接に直委託をされたものだけが情報を扱うということをこれからしっかりと確保していくかないと、このように考えております。

さらに、具体的な運用面について触れますと、受託業者への研修の徹底ということ、それから業務実施場所への立入検査の実施等の措置を講じますとともに、受託業者の監視監督の厳格化を図つて個人情報の保護の徹底に万全を期してまいりたいと、このように考えております。

○浮島とも子君 しっかりと個人情報の保護を図つていただきよう強くお願いをさせていただきたく思います。

次に、年金保険料の事務費等への使用についてお伺いをさせていただきたいと思います。

年金保険料は年金給付のためだけに使うべきであり、それ以外の経費には充てるべきではないという御議論もござりますけれども、これは年金制度の運営をするために必要な経費を税で賄うのか、あるいは保険料で賄うのかという問題でござります。年金保険料を事務費等に使用する際そもそも予算の無駄遣いは財源のいかんにかかるらず許されるものではなく、国民の理解を得るために何よりも重要なことは、使い道の十分な精査と予算執行における透明性の確保にあると考えております。年金保険料を事務費等に使用する際

用、提供できるということについては法律上の限定された範囲にとどめるということを明らかに定めておりまして、年金個人情報の保護を図るということにいたしております。

今お触れになられました民間企業への外部委託に当たりましては、まず個人情報保護法におきまして情報の漏えい、不正利用の禁止や安全確保措

置が義務付けられておりますが、同時に、本法案によりまして受託業者の役職員に守秘義務を重ねて課し、さらにこれを罰則で担保をしているところでございます。

そういうことでございまして、私といたしましては情報関係につきましては、これは再委託を禁止したいと、こういうよう思いました。直接に直委託をされたものだけが情報を扱うということをこれからしっかりと確保していくないと、このように考えております。

さらに、具体的な運用面について触れますが、受託業者への研修の徹底ということ、それから業務実施場所への立入検査の実施等の措置を講じますとともに、受託業者の監視監督の厳格化を図つて個人情報の保護の徹底に万全を期してまいりたいと、このように考えております。

○浮島とも子君 しっかりと個人情報の保護を図つていただきよう強くお願いをさせていただきたく思います。

次に、年金保険料の事務費等への使用についてお伺いをさせていただきたいと思います。

年金保険料は年金給付のためだけに使うべきであり、それ以外の経費には充てるべきではないという御論議もござりますけれども、これは年金制度の運営をするために必要な経費を税で賄うのか、あるいは保険料で賄うのかという問題でございます。

そもそも予算の不馴遣は財源のいかんにかかわらず許されるものではなく、国民の理解を得るために何よりも重要なことは、使い道の十分な精査と予算執行における透明性の確保にあると考えております。年金保険料を事務費等に使用する際の使い道の精査、国民への公表などをどのようにお考えになつているか、お伺いをさせていただきたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 年金事務費のうち、適用、徴収、給付など保険事業の運営に直接かかわる経費は年金給付と密接不可分なコストであります。受益と負担の明確化という観点からいま

しても保険料を充てることには私は妥当性があるものと考えております。日本年金機構の業務に要する費用についてもこのような考え方を基本として対応していきたい、このように考えます。

また、御批判のありました必要な施設をすることができる旨の規定でございますが、これは廃止をした上で、事業の範囲を限定して年金相談、年金教育及び広報、情報提供など、真に必要なものを法案に限定列举して、この範囲内で行うということをいたしております。

それからまた、重要なことは無駄遣いを排除することのございまして、今委員が言われたように、プラン・ドゥー・シーの各段階におきまして、プランは予算、予算の編成において厳しく経費を精査するということが必要でございます。

また、ドゥーの段階いたしましては、調達に当たつては調達委員会において嚴格な価格等の審査を実施すると、こういうことでございます。それから、シーの段階においては、監査法人の監査を受けるほかに、今委員も言われたように、この公表ということは、予算の公表をもつてこれをしつかり無駄を排除する取組を徹底していきたいと思いますと同時に、今度は監査法人の監査が入りますので、この監査報告、財務諸表については法四十一条の三で一般の閲覧に供するという形で外部の目にさらしてまいりたいと、このように考えております。

○浮島とも子君 とても重要な問題ですので、しっかりととした透明性を確保して、國民から理解を得られるよう最大限の努力を強く要望させていただきます。

次に、国民年金事業等の運営の改善に関する法律案についてお伺いをさせていただきたいと思います。

今回の法律案では、住民基本台帳ネットワークの活用による住所の変更手続の省略が盛り込まれております。そこで、まず現在行なっているこの住民基本台帳ネットワークの活用により、どの程度の業務が削減されたのか、また、加入者、受給